

令和4年度 あさぎり町議会第2回会議会議録（第4号）						
招 集 年 月 日	令和4年6月7日					
招 集 の 場 所	あさぎり町議会議場					
開 閉 会 日 時 及 び 宣 告	開 議	令和4年6月9日 午前10時00分		議 長	徳 永 正 道	
	散 会	令和4年6月9日 午前11時45分		議 長	徳 永 正 道	
応（不応）招議員 及び出席並びに 欠席議員 出 席 14名 欠 席 0名 ○ 出席 △ 欠席 × 不 応 招	議 席 番 号	氏 名	出欠等 の 別	議 席 番 号	氏 名	出欠等 の 別
	1	小 谷 節 雄	○	8	山 口 和 幸	○
	2	岩 本 恭 典	○	9	永 井 英 治	○
	3	難 波 文 美	○	10	皆 越 てる子	○
	4	加賀山 瑞津子	○	11	小見田 和行	○
	5	橋 本 誠	○	12	溝 口 峰 男	○
	6	小 出 高 明	○	13	森 岡 勉	○
	7	豊 永 喜 一	○	14	徳 永 正 道	○
議事録署名議員	2番 岩 本 恭 典 3番 難 波 文 美					
出席した議会書記	事務局長 山 本 祐 二 事務局書記 丸 山 修 一					
地方自治法第121 条により説明のた め出席した者の職 氏名 出 席 ○ 欠 席 ×	職 名	氏 名	出欠等 の 別	職 名	氏 名	出欠等 の 別
	町 長	尾 鷹 一 範	○	教 育 長	米 良 隆 夫	○
	総務課長	山 内 悟	○	教育課長	山 口 宏 子	○
	会 計 管 理 者	土 肥 克 也	○	健康推進 課 長	大 藪 哲 夫	○
	企画政策 課 長	荒 川 誠 一	○	農林振興 課 長	万 江 幸 一 朗	○
	財政課長	田 中 伸 明	○	商工観光 課 長	深 水 昌 彦	○
	税務課長	池 上 聖 吾	○	建設課長	酒 井 裕 次	○
	町民課長	山 口 和 久	○	上下水道 課 長	鬼 塚 拓 夫	○
	生活福祉 課 長	蓑 田 輝 幸	○	農業委員会 事務局長	高 田 真 之	○
	高齢福祉 課 長	林 敬 一	○			
議 事 日 程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					

議事日程（第4号）

日程第 1 一般質問（2人）

本日の会議に付した事件

日程第 1 一般質問（2人）

午前10時00分 開 会

●議会事務局長（山本 祐二君） 御起立ください。礼。おはようございます。着席ください。

◎議長（徳永 正道君） ただいまの出席議員は14人です。定足数に達しておりますのでこれから本日の会議を開きます。本日の議事日程は御手元に配付のとおりです。日程第1、一般質問を行います。順番に発言を許します。まず、1番、小谷節雄議員の一般質問です。

○議員（1番 小谷 節雄君） 議長。

◎議長（徳永 正道君） 1番小谷節雄議員。

○議員（1番 小谷 節雄君） おはようございます。はい、一般質問最終日でございますが、早速、始めさせていただきますと思います。本日は、空模様を見てみますと、昨日と変わりまして若干曇り模様でございます。いよいよ今年も、梅雨入り間近かなというようなそういう認識を持っておりますが、この季節になりますとどうしても、2年前の豪雨災害時の、惨状を再認識するようになります。まだまだ道半ばにあられます。被災をされました方々の、生活再建を初め、復旧復興への取組強化の必要性を再確認をする日々でございます。しかしその一方残念ながら、令和2年7月豪雨後も、全国各地で頻発しております。大雨等により、甚大な災害が発生している。これはまた紛れもない事実でございます、そのたびに、林地の乱開発の危険性や、森林が果たす防災機能の価値と重要性が再確認をされております。豪雨時の土砂流出の主要因であると言われる、土砂崩壊、山腹崩壊の起点の多くに、皆伐や、林道作業の作業道など、人為的な行為が要因があったとの現実を真摯に受け止め、今後は、森林が本来持っているべき防災機能を果たすためにも、環境負荷の少ない環境保全型の林業が求められていると思っております。森林面積が7割を占める本町といったしまして、地域防災の一翼を担っている森林の維持管理について、官民を問わず、経済、生産活動面について、一定の抑制的要素を伴ってでも、防災機能を重視する仕組みづくりに向けた検討を行い、具体的な取組に着手する、そういった時期ではないかというふうに考え今回この、その視点で質問を行ってまいります。林業に関しまして、その作業等、専門的でございます町長にこの問題をぶつけることは、私自身もですね、知識不足を露呈する。そういった面もあるのは承知しておりますが、防災という観点、その中から、本日は、質問を行ってまいります。まず森林管理上の防災面での課題について、森林の持つ防災機能についての御認識について、基本的なお考えをお伺いをしたいと思います。

◎議長（徳永 正道君） 町長。

●町長（尾鷹 一範君） はい。今、議員言われましたとおり、もう非常に大きな災害が多発しております。九州北部災害などではですね、本当にあの山からの流木が土砂とともに流れ込んできて、被害を大きくしている。それから広島市での安佐北区での土砂崩れの際にも、やっぱり大きなたくさんの山からの流木が、被害を大きくしておりました。そういうこともあって、今、議員言われるように、森林の防災面の管理はしっかり出来ているんだろうかと。いう声が大いなのは私も認識しているところです。一方でやはり国のほうもですね、そういうことを鑑み、森林環境譲与税で、伐採後、放置されている森林の再造林とか、国のほうで

もですね、独立行政法人の森林整備センターでも、再生林の規則を広げまして、そういうふうな、放棄されている、まだ作業がされていない。林地に対しても再生林をするというような取組等もやっておりますので、また小谷議員の質問にあわせて御説明ができればと思います。お願いします。

◎議長（徳永 正道君） 小谷議員。

○議員（1番 小谷 節雄君） はい、この時期になりますと、町の防災会議等があります。この前、新聞紙上では、県との合同山地防災パトロール、そういったものが行われたように、新聞記事を拝見いたしました。それと町の合同防災パトロール等、そういった危険か所点検等の中で、その確認状況について、そういった調査の結果についてはどのようになっているかを、御報告をいただければと思います。

◎議長（徳永 正道君） 山内総務課長。

●総務課長（山内 悟君） はい、町のですね、危険か所の巡回調査につきましては、5月の23日に総務課、建設課、農林振興課また消防団の幹部で現地を回って、確認をしたところでございます。これにつきまして今年度の地域防災計画書の資料編に記載しておりますが、そこで把握した危険か所といいますのは防災計画書に示しておる数としましては、136か所の危険か所ということで、記載をしているところでございます。

◎議長（徳永 正道君） 小谷議員。

○議員（1番 小谷 節雄君） はい。今、写真をお受けいたしました、これはあるか所の今年の春の全伐の状況でございます。写真にあえて入れておりませんがこの右のほうには、住家がございました宅地がございます。ここについてまた後ほど具体的に述べますが、こういった実態があるという前提で今回質問に入ったわけでございますが、まず先ほど町長がちょっと森林関連して申し上げられましたが、町有林管理についての防災上の基本的なお考えについて、お尋ねをしたいと思います。昨年2月の全協での予算案についての御答弁でございましたが、町有林の施業計画について、皆伐の見直しの考えはないかというふうにお尋ねをした、しましたが、皆伐の必要性もあるので現時点では続けるという旨の御答弁だったと記憶しております。その点について現在はどうにお考えかをお尋ねしたいと思います。皆伐の全てを取りやめるという趣旨ではございません。防災機能の維持向上を重視する面から、土地条件等を含め、考慮すべき点もあるのではないかと考えておりますが、お答えをいただければと思っております。

◎議長（徳永 正道君） 万江農林振興課長。

●農林振興課長（万江 幸一朗君） はい、町有林の管理につきまして町有林についてですね、防災の面でも大きな役割を持っているというふうに認識をいたしております。一般的に今放置してある森林等につきましてはですね、表土があらわになったり、台風による倒木など、2次的な、災害の危険が大きくなる指摘というのもございますので、杉ヒノキの人工林、特に間伐等の作業を継続的に行っていく必要があるというふうに考えておまして、これにつきましては議員御指摘の森林、町の森林整備計画においてですね、林業の施業の基本的な事項を記載しておまして、それに基づいた施業を実施しているところです。また5年間の施業計画を記載した森林経営計画に基づき行っておりますけれども、現在、町有林では、間伐を年間100ヘクタールほど実施している状況です。これには財産収入を得るとともに、間伐後、下草木の成長を促進させ、進行を混交林化することにより、多少、安定するまでには時間はかかるかもしれませんが、災害に強い森林に誘導していくこととしておるところです。それから特にですね皆伐、につきましては、本来、伐期を迎え、迎えているところは多数ございます。が、場所によってはですね個人所有山林の伐採が多い地域とか、いろんな諸条件によりまして、ごく少量にとどめておると。いうところで、基本的には必要な理由などがなければ、実施はしないと。いうふうな考え方でおります。しかしながら、そういった必要な理由というものがあった場合には、基本的には面積はですね、3ヘクタール未満で実施をしている。また、令和4年度につつま

してはですね、庁舎建設用木材として5ヘクタールほどを予定しているところであります。

◎議長（徳永 正道君） 小谷議員。

●総務課長（山内 悟君） はい。今の課長の御答弁、基本的には、なるべく皆伐しないという方針ということで、その点につきましては私も、今、御答弁を聞いて、安心と申しますか、納得できる部分でございます。この問題につきましては昨年3月議会、議会でも少し触れておりまして、町有林が先行してでも、防災機能面からの公益性を重視した施業計画の見直しで、災害に強い森づくりに着手するというところで、着手することが必要ではないかという問いをいたしましたところ、これから知恵の出どころでもあるし、多少は予算を伴うことも出てくるかと思うというようなお答えをいただいております。その中の一つとして今、課長の御答弁も踏まえて含まれているかと思いますが、この1年間で何かそういった森林の防災面での取組が、何か新たに計画されたかあるいは実施されたとかそういう具体的な対応があったかどうかについて、お尋ねしたいと思います。

◎議長（徳永 正道君） 万江農林振興課長。

●農林振興課長（万江 幸一朗君） 具体的にはですね、そういった取組というのはございませんが、ただあの令和2年7月豪雨を受けまして、県のほうで幸野溝等への土砂流出抑止対策検討委員会というものが設置されて、そこで今回、岡原の森園地区ですね、その辺の指定、熊本モデルとしての指定も受けておりますので、そこで森林施業に対するガイドライン、というものも、策定をされたところです。具体的なものとしてはそれに従って、今後取り組んでいきたいというふうな考えているところです。

◎議長（徳永 正道君） 小谷議員。

◎議員（1番 小谷 節雄君） はい。それで次に参ります。現法制度の中で、林地開発を含めまして、具体的な伐採を初めとした森林施業管理に関しての手續や制限など、どのようになっているか。先ほどから申し上げたように防災的見地からですね、特段、現制度の中に何か課題はないか。そういった点につきましては現状あるいは御認識をお伺いをしたいと思います。

◎議長（徳永 正道君） 万江農林振興課長。

●農林振興課長（万江 幸一朗君） 町有林につきましては、先ほどから申しておりますように、森林整備計画に基づいて地域的なものを勘案しながら、そういった防災上の面とかですね、勘案しながら取り組んでいるところ。です。しかしながら民有林、私有林ですね、に関しましては、非常に制限という部分についての制限というものが、明確にありません。そこにつきましては、あくまで個人の所有物ということがありますので、そこに対して、町としてですね、何かこう、介入できるようなことができればなということで、日々、考えているような状況です。あと、ちなみにですね、伐採された後の森林の更新、造林すべき、制限期間というものがございまして、ちょっと御紹介をいたしますが、一般的に、普通林というもの、それから大きく二つに分けてですね、普通林というものと、保安林というもので区分をしております。普通林に対しましては、この中身としましては、町有林も私有林も含んでいると。保安林以外の森林ということなんですが、その更新方法ですけど、人工造林、につきましては、伐採が終了した日を含む、年度の翌年度の初日から起算して、2年以内というものが、記載が明記されているところです。それからもう一つは、天然更新というものがございまして、これにつきましては伐採が終了した日を含む、年度の翌年度の初日から起算して5年以内に更新を完了と、いうことになっておりまして、もちろん、こういった年限の制限はありますが、この期間を超えた場合、には、指導はできると。いうことになっております。ちなみに保安林につきましては、人工林につきましてはですね、伐採が終了した日を含む、年度の翌年度の初日から起算して2年以内と。それから天然更新については認められていないというような状況となっております。

◎議長（徳永 正道君） 小谷議員。

○議員（1番 小谷 節雄君） はい、現制度の中でなかなか、特に私有林に関しましてはですね、制限というほどのことはなかなか難しいというのが現状だというふうに思っております。また先ほどの写真と同様のやつでございしますが、その中で、1番最初のページをできれば見ていただければと思うんですが、今お送りしましたが、これ、ある地区の写真でございします。右とか中央のちょっと小高い、これが1例でございまして、伐採によります限りの要望が町に対しまして、あったわけですが、危険か所であるということから、間伐等を検討するということで全伐については、行わないというようなこれ町の御判断をいただいております。それから、もう1例でございしますが、同様のページの先ほどの分と同じでございしますが、この写真先ほどの続きですがこのページをちょっと送っていただきますと、こういった状況で、この、さっき言いました、一番右、先ほど写真の右側に宅地があるんですが、これに関しましては、同様に宅地の隣接か所にもかかわらず、大面積の皆伐がこのように実施されております。この二つのケースではですねどちらのケースが、危険性が高いかと。考えますと、私の認識ではもう一目瞭然だと思っております。このケースをですね、個別の案件として特段問題を追求しようとかそういうことを言ってるわけではございません。私が申し上げたいのは、一方は町有林であれば、町としてのですね、関与が当然、町有森林所有者としての防災上の対応が出来ますが、民有林あるいはほかの森林であれば、町の所有以外に関しましてですね、先ほど課長がおっしゃったように、なかなか対応出来ない。結果として、宅地に隣接した、裏山が、こういった皆伐の実施になってる、今の現法制度の中ではこれは、どうこう言えるものではないというのは私は認識をしておりますが、こういった現実があるということについての、御感想いただければと思います。

◎議長（徳永 正道君） 町長。

●町長（尾鷹 一範君） はい、一応ですね、今さっき説明がありましたように、普通林の場合は市町村に伐採届を出して許可をもらって、そのあとの再造林とか、いろんな条件を、了解した上で許可が出ます。保安林につきましては、県のほうに申請を出して、県のほうは、1年間の熊本県の保安林の伐採面積が決まっていますので、その範囲内で許可を出すことになってます。保安林にもですね、2通りあります。水源涵養保安林というのと、土砂流出防備保安林というのがあります。この土砂流出防備保安林の場合は、やはり土砂流出の可能性がありますので、伐採許可が出ることは余りありません。私もそういう仕事に携わったことありますが、その辺のところはもうほとんど、手をつけないほうがですね、業者としても、後々災害が発生しますと、その責任が出てきますので、ですからほとんどそういうことになるわけですが、今議員が示されているこの地区については、私詳細を分かりませんが、許可が出て伐採したものだと思えます。こういう、作業道を入れていく場合ですね。業者のモラルとして、下に住宅がある場合は、土砂崩れで住宅に被害が出ますので、そこ辺は皆さん配慮されるんじゃないかなと思うんですね。ですので、そこら辺のところは、今のところ、そういう県の、国の制度にのっとって、そしてまた業者のモラル等もしながらですね、災害につながらないように、やっていくということがいいんじゃないかと思ってます。先ほど説明しましたとおり、あさぎり町では土砂流出抑止対策の熊本モデルがあさぎり町内で行われます。その中ではですね、架線集材ということになってます。ところがこの30年間の木材不況の間に、もう従来の架線集材の技術がほとんどもうなくなりました。またやるとすればですね、本当に高性能な機械を持ってきて、架線をするというやり方が今少しずつ、起こってますが機械が、非常に高額なためにですね、なかなか簡単に出来ないんですが、あさぎり町もモデル地区になりましたので、6,000万から7,000万する機械ですが、県とも相談しながら、県のほうからも補助金をいただきながら、町有林に関しては、こういうもので、間伐なり集材をするような方向に変更していかなければ、いけないのかなというふうに考えてます。危険性のないところは従来のようにこういう搬出用の道路を山の中に入れて、搬出する場合もあるかと思いますが、住宅地に近い、あるいは、農地に近い河川に近いところはですね、そういうふうなあんまり機械を入れないような施業が必要ではない

かなと認識しております。

◎議長（徳永 正道君） 小谷議員。

○議員（１番 小谷 節雄君） はい、今、町長の御答弁の中でありましたとおり、業者さんのモラル等はですね、問われるという部分でございますが、ただそれもあくまでも、モラルということであってそれが法的にきちんと、制限を設けるような規制というか、そういうことにはなかなか、いろんな保安林等以外の部分についてはですね難しい現状にあるというふうな前提の中で、今申し上げておるんですが、先ほど申し上げましたように、町有林の場合は、そういった防災的見地からの判断が当然出来ますが、それ以外の林地に関しては、なかなか、それぞれがもう所有森林所有者のモラル、あるいは施工というか、施業業者の、モラル、そういったものに委ねられている。そういったものが、そういった地域の住民の皆さん方に、どういう目に映るかと申しますと、そういった情報のですね絶対量がほとんどない、住民の皆さんにとっては、宅地に隣接した裏山で、突然、先ほどのような大規模な伐採が行われ、重機で荒されたはげ山が、出現しますと、そういう大きな不安につながります。今、官民を挙げて、防災意識の向上等、その体制づくりに取り組んで、いるわけでございますが、あさぎり町も今、力を入れて、日々努力をいただいております。そのことは感謝するものでございますが、その一方で、そのような姿を目にしたときにですね、住民にとってはですよ。どのような意識が芽生えるかといいますと、町は、行政は言っていることとやっていることが違うのではないかな。そういったある面誤解も含めてですが、町の防災対策との矛盾としてですね、住民の間に行政に対して大きな疑問が湧いてきております。これは事実でございます。それが結果的に防災対策への意欲の減退にもつながりかねない。そういった危惧を私は思っております。これが今回、ここに、一般質問で出しました理由の中の一つでございます。そういった現状があるということを含めてですね、その点についての御認識というか、御感想をまたいただければと思います。

◎議長（徳永 正道君） 町長。

●町長（尾鷹 一範君） はい、先ほどモラルの話をしました、そのモラルを向上するためにですね、県の林務課が中心となって、素材生産業者、森林組合、そういう人たちとですね、今御心配なようなことが、町民の間で、住民の間で起こっているという認識のもとに、年に数回、勉強会をしたりとかですね、そういうことをやっておりますので、少しずつ向上してくると思います。それと要するに、私も県のほうにお願いしてるんですが、経済林ですから、どうしてもやっぱり財産ですのでお金にかえたいという所有者の願いもあります。ですので、搬出をする搬出をした後ですね、もう少し、もう何かこう生々しい木、跡地として残さずに、もう少し後片付けをきちんとすることで、そういう、地域住民の人たちの不安を和らげることができるんじゃないかと、いうことは私は、やっぱり自分の経験も踏まえて、県のほうにお願いしております。県のほうもそういう話を聞いていただいてですね、さっき言いましたような県の指導の中で、普及していただいていると。いうことがあります。そういうふうにも、岡原地区の幸野溝沿いの住民の人たちからもですね、あそこはもうほとんど町有林ですけど、やっぱり重機が入ることに対しての不安という声も私も聞いておりますので、そういうところでもですねさっき言いましたように、架線集材に変えるとかですね、そういう方法で、皆さん方の不安を少なくしていくような、努力は必要だと思います。ただやはりですね、本当に長い30年間の木材の不況の中で、優秀な技術者が本当にいなくなってます。新たなやっぱり、技術を今構築しながらやっているところですので、そういうところでしっかりと、安全性というものも、教育をしながら、今、五木に林業大学が出来てますが、そちらのほうでもですね、やはり防災山の持つ公的機能、そういうものもしっかりと研修の内容に入ってますので、そういうところ、また私のほうからも、県にもお願いして指導していただくようにしたいと思います。

◎議長（徳永 正道君） 小谷議員。

○議員（1番 小谷 節雄君） はい。今回のこの質問に関しましてはですね、これまでの私の一般質問の対応から推測されて、追求しているというふうに思われるかもしれませんが、このことに関しまして全然私は、今、色々御説明の立場も理解しておりますし、現状も理解してるつもりです。これからですね、これから先、制度上仕方のないものとしてですよ、見過ごすのではなくて、町としてできる部分をですね、具体的な対策として少しでもですね、進められないかというようなそういう視点を私持っております。先ほどから触れておられます、熊本モデルについてでございますが、この前御説明いただきました第1期事業費ではハード対策、これは34億8,900万に対して、ソフト対策、災害に強い森林づくり、先導推進事業、1,400万、全域で、この数字だけ見ますとですね、余りハード事業、重視、ハード事業が今現在荒れてしまっておりますので必要なことは重々承知しておりますが、今後の森づくりという視点からですね、このソフト面での対応が私にはどうしても数字的に過少に見えてしまったのが、私の正直な気持ちでございます。そこで私が申し上げたいのは、長期的視野に立ちましたところのソフト対策の充実としてですね、もちろん県国の支援をも求める中ですが、それでも不足する部分はですね、町としても何らかの独自のですね、考え方を示してもいいんじゃないかというような認識をちょっと持っております。それが結局、地域の防災につながるわけでございますので、国県の支援のみを当て、当てっちゃん表現はちょっとよろしくないんですが、頼るのではなくてですね。というようなそういった考え方をするために、今後、今すぐ、具体的などこうは別としましてですね、いろんな、新たな森づくりを、どういう視点でやっていくかというような、先ほど町長おっしゃいました経済林であるという側面もございまして、私1番最初申し上げましたとおり、防災機能公益機能を、今以上に比重を高める森づくりにシフトをする必要があるんじゃないかという、そういう考えを持っておるところでございます。そういった感じで今、今後の取組としてですね、そういったことにまず考え方をちょっと研究もしてみようかというようなそういうお気持ちというのは、現状では、お持ちではないかどうかその付近をちょっとお尋ねしたいと思います。

◎議長（徳永 正道君） 町長。

●町長（尾鷹 一範君） はい、一応ですね、あさぎりがモデルになった理由はですね。私が林業出身であるということで、林業出身の首長ということで、あさぎりにお願いしますということで、モデルになりましたので、私も、本当に責任があるわけですし、ソフト面ではですね、今課長とも協議しておりますが、あさぎり町にもですねそういう土砂流出。防災の面からですね、やはり協議会を立ち上げて、そして本当に森づくり、というものに、地域住民の関心を持ってもらう。そういうのは必要だとは思ってます。それとやはり1番初日にお話ししました。橋本議員の質問の中で話しましたようにですね、やはり木造建築の技術者を残していったって、やはりこの木材の有効利用、そういうこととか、木工教室とか木育とか、そういうことで、木への愛着も持ってもらうことで、また、そういう公的な効果というものも上げることができるんじゃないかと思います。この議場の近くには旧上村の役場跡がありますが、そこには、愛林愛郷という、石碑が当たってます。やはり、山を愛し、山をおさめていくことが、また行政の一つの仕事でありますので、しっかりとですね、今、議員言われたように、町の予算を多少使ってでも、あるいは県にも相談しながら、県にもお手伝いいただきながら、皆さんの山の持つ公益性というものを認識していきたいと思います。

◎議長（徳永 正道君） 小谷議員。

○議員（1番 小谷 節雄君） はい、ありがとうございます。ちょっと具体的に、一つの例という御提案をしたいと思いますが、今お聞きしました、自伐型林業というものがあるというふうに、実は私もこの言葉この内容を知ったのは、7月豪雨災害後のある研修会でございました。ですからまだ1年半ぐらいしか、私もこのことには関わっていないんですが、その中で知れば知るほど、私は興味が湧いてきておりますし、意味合いというのは大変意味があるというふうに思っています。これも当初、冒頭申し上げましたが、町長の林

務経験の豊富な町長にですね、この話を持ち出しても、と思いますが、ちょっと触れますと、この中にですね御覧いただければもう重々、お分かりと思いますが、本町が、考え方に取り入れておられます。SDGsに合致した理論そしてそれを実際実績として、積み上げてきているというような過去の経緯もあるようでございますし、何よりも生産性採算性という先ほどから町長おっしゃいます経済林、そういった経営面の向上と、森林劣化防止という、その両面に対してですね、その両立が図れるというような、これ理論上、考え方が成り立っておるというふうに思っておりますし、炭素蓄積という、今、地球、世界を挙げて、重要な問題であります。この森林の持つ炭素蓄積の数値もですね、この考え方のほうが、向上していくというこれ私も先ほど言いましたように、たった1年半の中で、かじった情報でございますが、経験者の方のお話を聞いた範囲でもですね、十分そういったものが、やりようによって成り立つということがございます。そういうことで一つの例として御紹介をさせていただいたところでございますが、もう1点。お送りいたします。今お送りしたのは、林野庁が出しております林業経営と林業構造の展望というものでございますが、その2ページの中に、今後の望ましい林業構造の姿、そういった中で2ページの最下段のほうに、自伐型林業というのが出てまいります、この資料を出したのは、林野庁もですね、今、自伐型林業に関しまして、林業経営の持続性と森林資源の持続性の両面から、今後の望ましい林業構造の姿、その一翼を担う、担うものとして、こういったふうに、国会に対します公式文書の中にも明記しております。本町といたしましても、長期にわたる対応になる案件でございますが、災害に強い森づくりに向けた選択肢の一つとして検討に値するんじゃないかと思っております。森林の土地条件は多岐にわたっておりますのでですね、全て条件に合致するとは思いませんが、まず、例えばですけど、町有林での試行とかですね、そういったことで実績をつくっていく、そして、民間への浸透も図っていく、そういった考え方も、成り立つのではないかと思っております。まず、調査研究会でも取り組むような、そういった方向性を持っていただくわけにはいかないかということで、この場に出しております。お考えをいただければと思います。

◎議長（徳永 正道君） 町長。

●町長（尾鷹 一範君） はい、あさぎりの町有林の施業方法は自伐林業と一緒に思います。もう法制化というか、伐期が来た木をですね、森林組合が作業班で入るわけですけど、計画的に先ほど言いましたように年間100ヘクタールぐらいを、計画的に間伐しているということでは、民間では自伐林化と言いますが、町有林でも、その原理は一緒です、自伐です。そして民間の自伐林業が今、何であさぎり町にないかといいますと、須恵地区にも、昔は林研クラブというのがありました。大体私と同じ世代の人たちで今も元気に農業をされてますけども、若い頃にはですね、やはり材が高かったもんですから、そういうのをみんなで林研クラブで、須恵の村有地を借りて、共同で植林して、そういうものを提示したりされてましたが、やはり平成の時代に入って、1番は円高が1番大きいんですけど、そういうことで、だんだん木材価格が低迷してくると。労働賃さえ手に入らない。それに対してもうまずほとんど国の補助はありませんでした。私たちも大分要望活動をしましたけども、林業はほとんど、補助がありませんでしたし、また円高で外国から安く入ってきますので、関税をつけてほしいという願いもしましたが、林産物には関税もかからないというような状況の中でですね、やはり本当に篤林家と言われる人たちが、やはり、経営破綻を起こして、そしてその山がほとんど、他の人に渡ってしまう、もうほとんど町外の人たちに渡ってしまう、大きな企業に渡ってしまう、そういうような現象がありましたので、今、あさぎり町にはなかなかですね、自伐林が、林業をやれる人は、いないんじゃないかなと思います。球磨郡内でもですね、槻木とか五木とか、そういうところですね、戦後を植栽した木が大きくなってきましたので、大分採算性がとれるようになって、シイタケとかいう特用林産物と一緒に経営を複合的にやりながら、自伐林業を始めている人たちがいます。あさぎり町にはですね私が見る限りでは、山林所有をされてる方もいらっしゃいます。大きくですね、そういう方たちが自伐

林家の候補者としてはあると思うんですが、仕事としてはもう農業とか、あるいはお勤めとか、ほかの仕事をされてますので、ただもう一つの資産としての山の管理、をされているわけですね。ですから、必要なときには、それを森林組合にお願いして、伐採するとか業者さんに販売して、伐採してあと植林するとか、そういうのが主流になってますですね。ですから今後、そういう自伐林家を増やしていくというのは、不可能では決してない出来ないことではないと思いますが、いろんなこれから若い人たちがあさぎり町に、関係人口として、あるいは地域おこし協力隊として、招きいれていく中で、そういうふうなことに興味がある人、またそういうような、適した山がある、あるならばですね、そういうことにもう誘導していくことも、それはもう不可能じゃないと思います。現状としては、ちょっと今、なかなかすぐすぐは取り組めるような状況下にはないというのが現状だと私は思います。

◎議長（徳永 正道君） 小谷議員。

○議員（１番 小谷 節雄君） はい、今、町長御説明の中で、現在のあさぎり町有林はほぼ自伐林型林業と、同一の考え方というふうにおっしゃいました。私もここで、そのことに関して議論するつもりでございますが、私の認識は若干、かなりかぶってる部分はあるにしてもですね。完全にそうかというところではないような認識を持っております。この点についてまたいろいろ考えていきたいと思いますが、最後のほうでおっしゃいました。外部からの人材という形の中で新たな、森林、林業従事者の育成、そういった視点からですね実際、そういった取組を、行政が取上げて、そして実績を上げている自治体もあるようでございます。それが即あさぎり町にそのまま導入できるかどうか別といたしましてね、そういうことを含めてですね、いろんな調査研究はやってもいいんじゃないかと思っております。課長のほうに１点だけ、別件でお尋ねしたいんですが、分収林契約ということをやった場合にですね、期間が来た場合には必ず、全伐ということでやってしまわなくちゃいけないのか、変更契約等が成り立って、間伐等の長期伐期、施業にですね移行することが可能かもし双方のやりとりになってしまうかと思いますが、その点についてのことをちょっと御説明いただければと思います。

◎議長（徳永 正道君） 万江農林振興課長。

●農林振興課長（万江 幸一朗君） はい。分収造林契約について、目的をですね、この契約についての目的は、１番に、収益の分配を目的とするものということでこの分収造林契約というものがあります。これにつきましては、伐採後の収益はもちろん、その契約に基づき、分配されることとなりますが、例えば伐採時期などですね、どこと契約するかにもよるんですが、大体４５年から５０年ぐらいっていうのが通例となっていると思います。ただこの時期でですねその世の中の状況とか、いろんな状況を勘案したときに、収益が見込めない、大幅な赤字などというパターンがありますが、そういった時にですね、所有者の理解を得られれば、契約期間の延長とかですね、その際あわせて分収比率の見直しも可能ということでもあります。結論から申しますと基本的にはですね、先ほど言いました収益というのが目的なので、皆伐をすることにはなろうかと思いますが、この分収林全てにおいて、全部一遍にですね、皆伐をしなければならないというわけではなく、所有者のあくまで所有者の理解が得られれば、例えば、その部分の半分を皆伐をして、あとの部分を例えば５年１０年とかですね、時期をずらす形で伐採をするということも可能という認識でいるところです。

◎議長（徳永 正道君） 小谷議員。

○議員（１番 小谷 節雄君） はい、分収林につきましては、今後、そういった伐期が近づいたケースの中でですね、今、課長の説明をいただいたような考え方を、取り入れていただいて、最初から申し上げたとおり、突然裏山にはげ山が出現するようなことがですね、極力ないようなことを、町としても御対応いただければと思います。

○議員（１番 小谷 節雄君） ちょっと時間が迫ってまいりますので、次にいきたいと思いますが、これか

ら申し上げることが、本日の私が1番申し上げたいことでございまして、町独自ですね、いろんな制度面での整備が出来ないかというに思っております。事前にある市、ここでT市と申し上げておりますが、の例を挙げておりますが、100年の森づくり構想ということで、つくっておられましたその中で、森林保全ガイドラインというものを設定する中での、森林施業に関するルール化、そういったものがされている例でございます。ちょっと申し上げますと、これある一文の、抜粋でございまして、森づくり構想策定の背景の一つに、想定を超える豪雨災害が全国的に頻発し云々、そういった災害に見舞われたところでございまして、今後皆伐や利用間伐の拡大が予想される中で、また太陽光パネルの設置や材採取などの開発事業も進んでいる。そういった中で今こそ森林保全ルールを、創設し、森林保全の範囲内で木材利用や林地開発の仕組みをつくっていく必要があります。ちょっと一言言うとそういうことの中で、あと、独自のルール化をされております。その例ではですね、流域治水による防災減災に取り組もうとしておりますこの当地域の現在の立ち位置と、非常に合致する部分があるというようなことを私思ったものですから、これをちょっと例で出したわけでございますが、その中ではですね、森林施業に関して、皆伐や路網作成等に係ます最低限のルールや注意事項を示しまして、木材生産機能だけではなく、土砂流出や、山地崩壊の防止、洪水軽減という公益機能も、確保できるそういった過去の、豪雨災害をニュースを起こさないためのガイドラインというで今お送りしておりますが、これが、そのガイドラインでございまして、これをちょっと後ほど見ていただきたいんですが、こういったチェック機能を行政側が持つことができる、この強制ではございません。あくまでも届出によります。書類のチェック、現地調査等々ができる仕組みをつくる。そういったものをですね、私のイメージの中に物すごく合致しましたので、この例を出したんですが、課長のほうでちょっと事前にお話ししておりますが、こういったものの中で、あさぎり町ですね取り組むような、方策が、考えられないか、そういった点についてですね、ちょっとお尋ねしたいと思っております。

◎議長（徳永 正道君） 万江農林振興課長。

●農林振興課長（万江 幸一朗君） はい、議員から話がありました件で、町独自での、そういった条例とか、ガイドラインについてということですね。基本的にはですね、後ほど掲載された資料については、また見直しをしてみたいと思いますが、他町村の例幾つかそういったことも、ちょっと見ては見ました。ただですねそこには、基本方針であるとか、基本理念、それからそれぞれの役割と、いうこと、それから、基本姿勢の整理としてはですね、大変、意義のあるものかなというふうに感じたところです。一方ですね、ガイドラインにつきましては、令和2年7月豪雨を教訓といたしまして県によって、策定がなされた、その林地保全に配慮した林業のガイドラインというのが、出来ました。これにですね、取りあえず、取りあえずといえますか。従いながら、県のガイドラインに従いながらですね、県と連携をしながら、実施をした、したいというふうな考えでいるところです。ただ議員が言われましたその、制限に関する部分じゃないんですけど、そこにつきましては、1番重要な部分であるということも私も同じ考えというのがありますので、掲載いただきましたその資料をですね、中身を後ほど精査をしてみたいと思います。

◎議長（徳永 正道君） 小谷議員。

○議員（1番 小谷 節雄君） はい、本定例会ではですね先ほどから町長の言葉にもございますが、森林環境譲与税の活用についての議論も昨日一昨日なされております。官民一体となった公益性を重視した森づくりの取組は、まさしくその理念と合致するものでございまして、防災減災効果によりまして、町の財政的にも、大きく貢献するものでございます。そして結果的に、最大の目的である、災害の少ない安心安全なまちづくりに寄与するものというふうに思っておりますので、ぜひ、具体的な御検討、あるいは取組をお願いをしまして次に、まいりたいと思います。小中学校における部活動社会体育の状況と今後の方向性についてということでございますが、これまでも幾度となく取上げられておりますので、再度という形になりますけれ

ども、小学校における社会体育移行後の状況等、課題について、御報告をいただければと思います。

◎議長（徳永 正道君） 山口教育課長。

●教育課長（山口 宏子さん） はい。小学校部活動の社会体育移行への、移行しました後の部活動の現状と課題ですけれども、まず、移行後の参加状況としまして、小学校部活動は、平成30年度に社会体育に移行しまして、ジュニアクラブ等への加入率は、平成27年度には30%ほどでしたが、移行後から、少しずつ伸びてまして、令和元年度につきましては、61%ほどの加入率でした。しかし、令和2年度は約52%、3年度につきましては、51%と、令和元年度と比較しますと、10%近く、下がっている状況にあります。これにつきまして、各ジュニアクラブ等にアンケート調査を行ったところですが、まず、コロナウイルス感染症によりまして、練習が、出来ない、大会が中止になるということでそのままやめてしまうということ、また新しく加入がない。ということで、コロナ禍による影響が多いという、現状です。課題としましては、まず保護者の経済的負担、あと、時間的負担が考えられると思います。と、部活動のほうに参加していない児童のデメリットとしまして、やはり体力低下が懸念されます。以上が、現状と課題になります。

◎議長（徳永 正道君） 小谷議員。

○議員（1番 小谷 節雄君） はい、今御報告をいただいた中で、保護者の経済的、あるいは時間的負担が結果的に、そういった参加状況の、率の低下、そして、結果的に、課題として、児童の体力低下につながっている。これは、小学校部活動の社会体育移行もう、時点からですね、想定されていたような気が私はするんですが、ですから、何をやってるんだというつもりじゃないんですね現実がそうなっているということですね、踏まえまして、では今後、中学校の部活動の休日、社会体育移行というのが、今回また打ち出されているようでございますが、そういったことを踏まえましてですね、今回、スポーツ庁の打ち出した提言の概要の御説明とあわせて、本町における今度は、中学校部活動の社会体育移行に関しますところの、見通し、あるいは対応予定、そういったものが、現時点で分かる範囲で結構でございますので、お示しをいただければという風に思っております。

◎議長（徳永 正道君） 山口教育課長。

●教育課長（山口 宏子さん） はい。中学校の休日部活動の移行につきましては、6月に入りまして新聞等でも掲載されておりますけれども、現在スポーツ庁におきまして、有識者会議におきまして、運動部活動の地域移行に関する検討会議、が開催されまして、運動部活においては、スポーツ庁のほうに提言がなされたところであります。令和4年7月をめどに、文化系、活動、部活動を含めた提言が予定される予定です。あさぎり町におきましては競技によっては既に民間等が中心になって運営している競技もありますけれども、今後、地域移行となった場合には、やはり、総合型地域スポーツクラブ、ジュニアクラブ等が受皿となっていくと、現在は考えられます。

◎議長（徳永 正道君） 小谷議員。

○議員（1番 小谷 節雄君） はい、この件はですね、今御説明がありましたとおり、ごく最近に正式には、提言として出てきたわけでございますが、私の認識ではですね、この問題も早くから、その方向にいくだろうということを私自身も情報として持っておりました。競技団体ではですね、そういったことを見越しまして、スタートコーチというような表現であります。そういった指導者の育成、それも、それぞれの地域の競技団体は、積極的に取り組んで、そういった受皿づくりの一つになるように対応したらいいんじゃないかな、そういったことも、民間の競技団体がですね、もう既に早い段階から動いております。という前提の中で、今回移行期間がですね、3年間ほど、一つの目安として示されておりますが、先ほど言いました小学校の部活動の移行の例も含めましてですね、いろんな課題を精査いただいて、早めの対応がですね、していかないとまた同じように、ちょっと表現悪いんですけども、保護者の負担、環境的な受皿づくりの不

足云々ですね、結果的に、生徒たちが、不利益を被るんじゃないかというそういった危惧を持っております関係で今申し上げております。こういった部分についてですね、教育長のほうのお考えをちょっとお尋ねをできればと思います。

◎議長（徳永 正道君） 米良教育長。

●教育長（米良 隆夫君） はい。では失礼します。先ほど、小学校の社会体育移行で、体力の低下がということがございましたが、これにつきましてはですね何度か私もこの席で述べさせていただいておりますが、まず九州管内である県がですね、体力は、非常に全国の上位を示している。これはですねなぜかといいますと、各教育事務所に指導主事を複数派遣しまして、そしてその指導主事が各学校を回って、教科体育の充実を図っていくと。そしてその取組を全県下に発信しているというような、全県下で共通した取組をすることで子供たちの体力を向上させているという結果が出ております。これにつきましては、私も、機会があるごとに、県のほうにお願いをしておるところでございますが、何分教職員不足という点もございますがこの点については、引き続き、お願いをしていこうというふうに思っております。それから、中学校の部活動の休日への部活動の移行でございますが、やはり、課題としましては、先ほど議員が言われましたように、指導者の不足、それから保護者の経費負担と、それから、移行に伴う、組織の検討というのもございますので、今後はですね、これも、私が勝手につけた名前でございますが、地域スポーツ運営委員会を、等をですね、まず設立して、今後の、中学校の部活動の在り方ということを協議していくことが大事ではないかなというふうに思っております。将来は、多分、全面的に中学校の部活動も社会体育に移行するのではないかと、いうふうに思っておりますので、やはり、そういうことを踏まえまして、総合型地域スポーツクラブ、あるいは各種のスポーツクラブが、本町にはございますので、やはり、そういう組織と連携しながら、地域社会全体が連携協力した取組を考えていくことが大事なというふうに思っております。それから、指導者の確保ということを申し上げましたけれども、やはりスポーツ事業団を立ち上げて、そこに指導者を入れて、そして各小学校・中学校を回るというような取組をしている。ところもございますが、しかし、地方にとっては指導者不足というのが大きな課題でございますが、やはり、私としましては、スポーツ指導者が職業として生計を立てていく。ということも私は、今後、国のほうにですね、やっぱりこう要望していきたい。というふうに思っております。やっぱりスポーツ、指導者が生計として、成り立っていくようなことも、中学部活動のスムーズな移行につながるのではないかと、個人的に思っておりますので、そこもですね、あわせて、いろいろな方の意見を聞いていきたいというふうに思っております。以上です。

◎議長（徳永 正道君） 小谷議員。

○議員（1番 小谷 節雄君） はい、今教育長がいろいろ御説明いただきました。基本的には、私も今、教育長の、見通しですね理解をできるところでございますが、実は、昭和50年代ですね、行政が支援して、指導者養成をしております。当地域でも、教育長御存じかどうか知りませんが、かく言う私も、昭和55年10月1日付の日本体育協会公認スポーツ指導者証というのを私持っております。もう、効力ありませんが、何でそれ言うかっつうと、昭和50年代にですね、行政がそういった社会体育の指導者をですね、行政が予算を出して育成をした時期もございました。これを言っていることは、今回のケースもですね、もう行政が直接でもですよ、予算を出して、指導者育成をする、その委ねるはですねそういった団体でいいんですが、そういったものをしていくぐらいのことをやっていかないと、スポーツクラブをお願いします。ある民間のジュニアクラブ何とかこれをお願いしますだけで恐らく、受皿は完全には成り立たないと思いますし、特に、当該団体の責任のもとで行ってくれと言われた場合にですよ。そういった責任をですねどこまでとるか。子供の育成に関してですね、そういった問題も出てくるということを考えましたときに、やっぱり行政の直接的な関わりは、これまでよりもですねもうちょっといい意味でですね、進めていかないと、財政的な問題も

含めて、そういった感情私が今持っておりますこれは小学校の移行の例をひもといってみましたときもですね、結局その付近で、地域に表現悪いですけど、頼り過ぎてしまったらですね。結局結果的に、子供たちにとってですよ、機会の機会均等のそういった原則がですね、崩れていくんじゃないかという、そういう危惧を持っております。そういう見解の中で今日申し上げておりますので、まだこれからいろんな課題があるということとは重々承知しておりますが、ぜひ前向きな積極的なですね、対応を早めをお願いをしたいということを申し上げます。一般質問を終わりたいと思います。

◎議長（徳永 正道君） 答弁はいいですか。米良教育長。

●教育長（米良 隆夫君） はい。いろいろ御指導も含めましてありがとうございました。やはりスポーツ指導の資格っていうのは私はもう本当、部活動は人間教育として、もう本当に重要な教育活動の一環というふうに思っております。スポーツ少年団を設立する上では必ずそういう資格がないと、登録も出来ませんので、そして指導者の資質を向上していくということも大切なことのひとつというふうに思っておりますので、それもあわせて、今後検討していきたいというふうに思っております。ありがとうございました。

◎議長（徳永 正道君） これで1番、小谷節雄議員の一般質問を終わります。ここで10分間休憩をいたします。

休憩 午前11時03分

再開 午前11時11分

◎議長（徳永 正道君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。次に、9番、永井英治議員の一般質問です。

○議員（9番 永井 英治君） 議長。

◎議長（徳永 正道君） 9番、永井英治議員。

○議員（9番 永井 英治君） はい。おはようございますではありませんか。9番永井英治でございます。一般質問を最後となりました。今回私は昨今のコロナ禍や、生産資材や燃油高騰のあおりを受けている農業の窮状に対する、町の対応策、もう一つはやはり食材価格の高騰をもろに受ける学校給食についての、2点について、質問の通告をしていましたが、生産資材の高騰等の質問は、一昨日の橋本議員。また、昨日の小見田議員。学校給食の質問では、やはり、一昨日の難波議員と、全部、かぶっております。ほとんどですね私の質問は、もう通告書を見てもらえば分かりますとおり、終わっておるようなものでございます。しかしですねせっかく通告をしておりますので、確認の意味になるかもしれませんが、1点か2点。質問を簡単にいたしますので、短い時間になろうかと思いますが最後までよろしくお願いを申し上げます。局長、資料。はい。タブレットに資料があったと思いますけども、これは農業新聞の記事であります。こういう、秋肥、大幅値上げ、これは肥料だけではありませんで、燃油、それから、畜産の飼料、それから、農業用ビニールや、マルチですね畦めんマルチのポリといった資材も、10%から20%値上がりをするということでございます。今の農業は、生産資材が値上がりした分を、農産物の販売価格に転嫁は出来ません。新型コロナウイルス、感染拡大防止のあおりを受けて身近なところでは、私どもの地元ではですね、一部の野菜、例えば、顕著なところでは、トマト、それからハウレンソウとか、それから花、花卉類ですね、花、それに、皆さんも御存じのとおりだと思いますけども、昨年の米の生産者価格が、大幅な下落を見ております。本当にですねそういう新型コロナウイルスの、コロナ禍によってそういう打撃を受けている。ということでございます。そういう中にありまして今回は、また資材価格の高騰ということで、この話は、昨日もおとといも、何回も町長が聞いたと言われるかもしれませんが、町長は昨日の答弁で情報収集とにかく力を入れて、

そして、言葉の中にある、このピンチをチャンスに変える。ことは出来ないかと、というようなことも述べておられます。今般のですね、コロナ禍を含めた、それに資材価格の高騰と、農家から言わせれば、ダブルピンチを受けている状態でございます。このような状況をですね、町長としてはどうとらえて、どう打開される。考えがおりなのか、お尋ねをいたします。

◎議長（徳永 正道君） 町長。

●町長（尾鷹 一範君） コロナ禍の中でもですね、先ほど言われましたように米価が非常に下がりました需要落ち込んでですね、今日の新聞に、ならして10アール当たり1万6,000円台という金額も出てましたが、農家さんに聞きますと、あさぎりの場合はそもそも過去3年間の平均単価が下がってる。もうその何ですか害虫の被害とかですね、去年は長雨とかですね、そもそもその低かったのを主張しても上がってこないというような話も農家さんからは聞いております。また燃油関係でトマト農家さんもう今年はもう早めに収穫を切上げた。ということも聞いております。そういう中で、やはり今日の新聞ですが、参議院選挙の公約の中に、肥料の価格急騰に対応した影響緩和策を盛り込むというような話が出てますので、やはり参議院選挙が終わらないと、具体的なものは出てこない中なのかなと思います。今プロマネがおいでになりましたので、プロマネのほうにもですね、去年と今年のいろんな資材の比較表をつくってくれ。ということをお願いしてます。J Tのたばこの場合でもいいので、そういうのをつくってほしいという話もしました。それから昨日小見田議員のほうから、町村会でも要望してくれということでしたので、昨日議会が終わりまして早速ですね、連絡をしまして、そういう原案の文章をつくる作業にも入ってもらってます。その中で、やはり、私は今回のことはですね本当に一生懸命皆さんと力を合わせていきたい。と思うんですが、必要であれば、あさぎり町もですね、執行部と議会と、農林水産省に直接要望に、私は行くべきだと思います。行ってもいいんじゃないかと思います。よそはですね、結構そういう動きをされてます。あさぎり町には、大臣と参議院議員がおられます。もう参議も、次期は大臣だという話も、この前幹事長からありました。ですので、今、両国会議員を通してですね、やはり我々でも、直接、要望に行って、ただしその代わりやはり、どの部分をどうしてほしいのかというやはり、詳細なですね、やっぱりお願いにしていけないと、受ける側の、農林水産省のほうもじゃあ何をどうすればいいんだっていう話になりますのでですね。そういうところ、しっかりと情報を収集しながら皆さんの意見をまとめながら、そういうのを取りまとめていって、そして、議会と一緒に要望活動ができればと思っております。

◎議長（徳永 正道君） 永井委員。

○議員（9番 永井 英治君） はい。私たちもですね、明日、恐らくですけども発議やろう、出るだろうと、だろうと言えちょっといかんですね、私の名前で出そうと思っただけですけども、そういったことで、本当にですね今、町長が言われたのはちょっと何か、いい応援の話になりました。確かに国にですね、直に自分たちの話を聞いていただく、そういういろいろな、要望書なり何なりでも、それも一つの方法ですけども、今の話は本当にですねうちから、国会議員の先生、2人、それも大臣、また、経済に強い参議ですね、おられるということで、確かにそれを、そういう方法もいいのかなと思いました。確かに言われるとおり、視点がどこにあるのかということですね、ちゃんとしたところで、何といいますか分かりやすいような、要望、要請をやっていかなければいけないと思いますので、そういうときにはですね、本当に一緒に、もしできれば、本当に一緒に、行政も議会も、よろしくをお願いをしたいと思います。はい。それでですね。今この資材価格高騰に対応するためにこれは農業に限らず産業全体のことだと思いますけども、5月に、対策本部ですね、原油、物価高騰対策本部、なんて言いますか立ち上げられております。まだ日が浅うございますので、答弁も難しいかなと思いますけども、この対策本部、今の現状といいますかそして、これは、もう、どうということ、どんな方策でやっていこうというものがありましたら、お答えをいただきたいと思います。

います。

◎議長（徳永 正道君） 荒川企画政策課長。

●企画政策課長（荒川 誠一君） では、企画政策課より、あさぎり町原油物価高騰対策本部の状況につきまして説明いたします。4月19日の議会全員協議会におきまして、対策本部設置要綱案を説明させていただきました。そこでですね、内容等につきましても、御説明させていただいたところでございます。対策本部設置要綱につきましては、令和4年5月1日より、施行いたしました。執行部はですね、対策本部会議の開催はまだ行っておりません。国でもですね、議論等がなされており、対策等について、正式な通知が出されておきませんので、現在ではですね、関係各課で情報の収集及び整理等を行っている状況でございます。

◎議長（徳永 正道君） 永井委員。

○議員（9番 永井 英治君） はい。昨日もですね一昨日もですね、その情報収集という言葉が何回も出てきましたけども、この情報収集というのは国の対策もそうでありますけども、現場の事、情報収集というのはもう少しでもなされておられますか。突然の質問で。

◎議長（徳永 正道君） 荒川企画政策課長。

●企画政策課長（荒川 誠一君） はい、今ですね現状の情報収集というのがですね、まだ、企画政策課のほうには上がっておりませんので、各課のほうでですね、対応されております。と思いますので、そこについてはですね、まだこちらでは把握出来てないところでございます。

◎議長（徳永 正道君） 万江農林振興課長。

●農林振興課長（万江 幸一朗君） はい。現状の把握と、情報の把握ということで、農林振興課としましてはですね、昨日、一昨日と答弁もいたしましたところですが、一応JAさんとの協議の中で、お話を随時伺っているような状況です。それと、あとは農家さんが、事務所内にですね、いらしたときに、全ての方に聞いているわけではありませんが、どうでしょうかということで、お尋ねをしている。ところです。あとはですねそうですね。新聞等、なるべく詳細にですね、まめに目を通しながらですね、あとは、ネット上での情報、そのへんで、今現在はやっているような状況です。

◎議長（徳永 正道君） 永井議員。

○議員（9番 永井 英治君） ですね、国の情報も本当に早くつかんでいただきたいと本当に思っております。今度はですね、こういう町、村こういう、市町村の行政というのは、1番現場に近いところに、ありますので、そういったところの話もですね、よく聞き、お聞きになられて、昨日人農地プランの確か話で、話合いの云々議員がなされましたけども、今、なかなか、ああいう会合には少ないですね参加人数がですね。だからですねもう、ああいった正式な会合でもなくても、もう、日頃の雑談の中で人と会うときにですね、どうですかこうですか、そういったのも一つの情報収集だと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。ですねこれはもう一つの例、例というかもうこれ、私の経営、私のじゃなくても私今、経営は、息子に譲ってますんで、私は専従者ですけども、うちのことをちょっと言いますとですね、経営面積がおおよそ9町から10町です、たばこを2町4反作ってございました去年、これ去年のことです。肥料代がですね、約110万円。それからマルチ等のビニール代が、ビニール等の資材が約70万。それから、燃油代これは、車から、乾燥機の灯油までですけども、これも約といいますか、いろいろ入ってますので、約90万です。それからですねもう一つですね特殊事情といいますか、共同乾燥場ですね、受委託共同乾燥場です、ここに作業を委託する作業委託料というのが大体88万円去年払ってます。で、作業委託料の88万円の共同乾燥場がですね、去年、灯油代が5万3,100リッターで、去年の灯油の単価が大体83円から91円で推移しておるようです。で、灯油代がですね燃料費が、共同乾燥場の燃料費がですね、446万7,000円となっております。これが今年、今、今の段階でJAが、営農の灯油というのは、少し下げてくれますので、助かって

おりますんですけども、今大体99円とかの話です。恐らく、これが少々上がったたりもするかなと思ひまして、それ計算しまして去年の、今年、今年の共同乾燥場の燃料費を、去年と一緒に大体同じぐらいの燃料を使ったとしますと、今度は531万円とやっぱり、17.8%の値上がりで60万円ぐらい値上がりしますね。で、それに共同乾燥場といいますのは作業員さんがおられます。この作業員さんの賃金も、今年は上がっております。最低賃金の上がるあれで上げております。そして、もう一つ電気代がですね、様々な要因でまた今値上げになっているそうですこれは九州電力がそぎゃん上げるかって言われればあれですけども、電力会社の都合で上がっているそうです。そういったところでですね、とにかく経費がかさんでかさんできて、これが直接組合員の作業委託料に今年は反映されません。これはもう契約で、1年当たり幾らっていうのを、もう、前段階でこの作業が始まる段階にも決めてますから、これがしかしながら、余裕のない経営になりますと、来年、再来年は、1年当たり、1年というのがたばこつる分かりますかね、1年当たりというんですけども、1年当たりの価格を上げなければいけないというようなことになるやにも、なるように多分なるでしょうと。というような、感じになっております。そういったところをですね行政の皆さんも、いろいろなどころのもう、資料を取り寄せようと思えばいっぱいありますから、そういったところを、情報収集に努めていただきまして、そしてまた、先ほどの原油物価高騰対策本部、課長全員が、本部員だったですよね。だからこの横のつながりもですね、大変こう連絡を密にさせていただいて、産業ならばもう農振それから商工観光、いろいろありますんでそういったところで、そっちの燃料がこうなっとったのは、こっちはこうばいとかですね、いろいろな情報があると思いますので、そういったところの情報収集もですね、本当によろしく、努めていただきたいと思います。はい。

◎議長（徳永 正道君） 町長。

●町長（尾鷹 一範君） はい。私も、自分で事業をしてきましたので、こういうときにはどうということになるかっちゃうのはもう大体もう経験してきてますのでですね。ですから経費がどのぐらい去年と比べて上乗せになって、去年と同じような売上げであつたら、どれだけ黒字が減るか、あるいは赤字が増えるか。もうそういうところはもう一目瞭然的に分かってくるわけですけど、先ほど話しましたように、プロマネの河上さんにですね、たばこの去年と今年の費用の比較をしてくださいというような話をしています。そしてまた今後ですね、私も指示をしていきたいのは、来年の植付けがですね、今年は廃作とか減作がありましたが、来年はひよっとしたら、そういう飼料が、すいません、肥料が高くなった、資材が間に合わない、そういうことでもう厳作をしなければならなくなる。もうそういうこともひよっとしたら起こりうるわけですね。そういうことのための対策は日本たばこ産業のほうでもしっかりされると思いますが、そこら辺も私は確認してみたいと思います。そういう意味で、昨日の小見田議員の質問にですね、物価高騰の対策室は、今企画政策課でやっていますが、これはもう生活も含む全般的な、全課長が入るところですので、やりますが、農業、それから商工業、林業、これに対してはもう町長室で、担当課とも対対でやっていきますので、もうそういうスピード感を持って、必要なときにはすぐ電話1本でちょっと、町長室に集まってくださいと言ってやっていかないと、来週の何時に会議しましょうかというのではですね、やっぱりスピード感が出てきませんので、そういう今もう既にそういうこともぼちぼち始めてますので、そういうふうにして対策をしながらですね、やっていきたいと思ひます。本当に経済は生き物ですから、もう刻々と様子が変わっていく特に今回のですね、物価高っちゃうのは予測がつかみませんのでですね。そういうふうに対応していきたい。思ってます。それと先ほど言われた、現場の声はですね、最近ようやく飲み会が復活して来ましたので、そういうところでも収集しながら、もうできるだけいろんな会合に私は夜の会合において、早めに行つて、そして終わつてからも、ちょっと雑談的にいろんな情報を収集したりですね、昼間は御忙しいですから、下手に行くと、おまえも加勢せろと言われるかもしれませんので、それは冗談ですが、昼間お忙しいのでですね、そういう

時間のあるときに、できるだけ私たちも情報収集はさしてもらおうと思ってます。以上です。

◎議長（徳永 正道君） 永井議員。

○議員（９番 永井 英治君） はい。そのようにですね、本当にスピード感という言葉も出しましたが、本当にスピード感大切だと思います。それから、先ほどあれ、プロマネさん、今度のですね、JTの方、これJTは大変なあの。データを持っていると思いますので、うちはたばこの、本当の主産地でございます。そういったところをですね、いい方が来てもらったなと思っておりまして、そういったところも、私もできれば、顔見知りになって、いろいろなデータがあれば私も見せていただきたいと、見せていただきたいと教えていただきたいと思っておりまして、そういったところをですね今後ともよろしくお願いをしたいと思います。はい。それで次の質問に移ります。次は学校給食と食育についての質問であります。この質問は、一昨日の難波議員の質問で、もうほとんど100%終わっている状況であります。確認の意味で、2点質問いたします。学校給食を生かした食育の現状は理解出来ましたので、もう1点ですね違う視点から質問いたします。日本には、昔からもったいないというすばらしい言葉がありまして、食べられるものは、食べられる食べ物は残さず食べよう。我が町にも残さず食べよう3020運動だったですか。があることは御承知のとおりでございますが、その反対に、世の中には、食べられる食材を残す、または捨てるという、また食品ロスという言葉も存在をいたします。そこで学校給食における、食品ロス、これを調理するときとか、児童生徒の食べ残しとかいろいろあると思いますけれども、その現状、お分かりですか。お尋ねをいたします。

◎議長（徳永 正道君） 山口教育課長。

●教育課長（山口 宏子さん） はい、学校給食における残菜数になると思いますけれども、令和3年度の状況ですが、調理残菜の数字は含んでおりません。児童生徒の残菜数ということになります。令和3年度におきまして小学校の年間の合計が、1,075.1キロ。中学校が1,002キロ、合計の年間2,077.1キロという、残菜数になっております。

○議員（９番 永井 英治君） 議長

◎議長（徳永 正道君） 永井議員。

○議員（９番 永井 英治君） はい、それは分かりますか。全国の平均とか県の平均とかに比べればどういったもの。どういった地位にっていうかどういったところにあるっていうのは分かりますか。

◎議長（徳永 正道君） 山口教育課長。

●教育課長（山口 宏子さん） 現在持っておりますのが、あさぎり町のデーターということになりますので、申し訳ありません。

◎議長（徳永 正道君） 永井議員。

○議員（９番 永井 英治君） はい。ですね、児童生徒さんの児童や生徒さんの個人差など、いろいろなことでですね、一概に絶対食べ残しはしてはならない。とは、言えないところもあると思いますけれども、原則的にはですねやっぱり食べ残しはなるべく、残さないっていうような教育はされておると思います。そういったところのですね、何といいますか指導から教育、どうされておりますかお尋ねをいたします。

◎議長（徳永 正道君） 米良教育長。

●教育長（米良 隆夫君） はい、では失礼いたします。給食時間における食育の推進ということも含めまして、説明させていただきます。給食の時間は、教科等で学んだことを実践する機会の一つと、いうふうに捉えております。知識技能の定着については、いろいろな委員会がございますが、特に給食委員会の放送を通して、食材の栄養について再確認するというところも行っておりますし、それから、担任による食に関する個別相談も行っております。いろいろ、食材について、子供たち好き嫌い等もございますが、やっぱり食についての、食べることの大切さ等も含めまして、担任は、自分が食べた後、子供たちへの個別指導、相談

指導等も行っておるところです。それから、ちょっと、直接的ではございませんが、準備後始末、等、通してやっぱ人間関係形成能力、等、身につけさせることも、学校給食の大切な教育活動の一つと、いうふうに捉えております。それから紹介ですが、本町には栄養教諭がおりますが、栄養教諭のほうに、兼務辞令を交付しております。現在、免田小学校所属ですが、町内の各小中学校にも、出向いて、指導ができるというようなこと等にも取り組んでおります。給食時間による、食育の講話ですね、それから、クラスに入っの訪問指導ということも行いながら、食育の充実ということも図っておりますし、それから毎月出しております、くまさんだより、給食だより等を通して、各地域から提供される食材の紹介、あるいは地域の食文化、世界の食文化についても紹介しております。以上です。

◎議長（徳永 正道君） 永井議員。

○議員（９番 永井 英治君） はい。学校給食を通した食育という点においてですね、本当に皆さん、御努力されて私の孫たちも実際、大変お世話なっと思ひます。実際、今度小学校に入っ孫は、すぐ聞きました。給食うまかねて、うまい、おいしいと、もうすぐ男の子です。すぐそういう話が返ってきてですね、大変私もうれしかった思いをしたところであります。よろしく今後ともよろしく願ひをいたします。最後は確認の質問です。先の全協でも説明がありましたとおひ、給食のですね、材料費の値上がりが明らかになっております。そのですね、材料費、食材の高騰が、例えば、例えばですよ、食材の偏りにつながったり、つながりまた栄養の偏りにそれがつながってくると。そういったことはならないと思ひますけども、その点と、その値上がり分は、絶対に保護者に負担にならないように、また今後ですね今後また、材料費が上がっていったという場合、最悪の場合を考えても、そういったときにも、保護者の負担にはならないと、いうようなことを確認したいと思ひますけど。

◎議長（徳永 正道君） 山口教育課長。

●教育課長（山口 宏子さん） はい、食材の値上がり等ありまして、メニューの献立のほうも、苦勞してるところでありますけれども、栄養教諭のほうでですね、その辺をしっかりと、調整しながら、献立づくりに取り組んでるところです。給食費の値上がりのほうはですね、当然今後も値上がりが考えられますけれども、高騰する食材の増額分はですね、保護者負担を増やすことなく、学校給食の円滑な実施のためにですね、また補正の補正予算のほうで願ひをしていきますが、新型コロナウイルス感染、諸対応地方創生臨時交付金を活用しまして、対応する予定であります。

◎議長（徳永 正道君） 永井議員。

○議員（９番 永井 英治君） はい。今の答弁大変安心をいたしました。はい。学校給食におきましては、一昨日の難波議員の質問と説明の中に歴史としては明治時代から始まっていること。私は初めて知りました。その中でですね、脱脂粉乳の話がありましたが、私は脱脂粉乳にお世話になった世代であります。最後がですね確か小学校３年生までです。でですね、当時、多分、ミルクという言葉を使っていたように覚えておりますけども、大変こう写真と見たときに、懐かしく思っ次第であります。私個人としましては、高校のときもですね高校生の時代もですね、学校給食があればなあと思っていたほど、給食が好きな、子供でありました。これからもですね、子供たちにとって、学校給食が栄養を体に取り入れるということはもちろんのことでありますけども、食に対する教育というのをですね、先ほど教育長が申し上げ、申されましたけども、そこにも大いに期待をいたしまして、一般質問を終わります。

◎議長（徳永 正道君） 米良教育長。

●教育長（米良 隆夫君） はい、食育につきましては、やはり、学校教育は、知・徳・体というような教育の三つがございまして、それに食育というのは非常に大事な領域でございまして。今後とも、子供たちの心身の健全な発達に資することということが、学校給食法でもうたっておりますので、それに沿いながら、各小

中学校の食育に関する全体計画のもとに、食育の推進を図っていききたいというふうに思っております。今後ともどうか、食育につきましては、いろんな視点から、また御意見をいただければと思っております。よろしくお願いいたします。

◎議長（徳永 正道君） 町長。

●町長（尾鷹 一範君） はい、あの先ほどの質問の中のプロマネの話ですが、いろんなところで活用していきたいと思います。今回はもう手っ取り早く情報が集めやすい。たばこのことから始めますが、ほかの農産物についてもですね、いろんな情報を集めて、そして、皆さん方の課題の抽出に役立てていきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○議員（9番 永井 英治君） 終わります。

◎議長（徳永 正道君） これで9番、永井英治議員の一般質問を終わります。以上で本日の日程は全部終了しました本日はこれで散会します。

●議会事務局長（山本 祐二君） 御起立ください。礼。

午前11時45分 散 会